

# 令和7年度第1回草津市自転車安全安心利用促進委員会 会議録

- 日 時：令和7年11月19日（水）9時30分～11時30分
- 場 所：草津市役所4階 行政委員会室
- 出席委員：14名（順不同）
  - 井上委員、川崎委員、佐藤委員、平尾委員、横井委員、浅見委員、中村委員、前野委員、今井委員、永井委員、中野委員、鈴木委員、原田委員、小川委員
- 欠席委員：1名  
加藤委員
- 事務局：鶴房課長補佐、沼田係長、赤山主査
- 随行者：0名
- 傍聴者：0名

## 1. 開会

---

### 【事務局】

《開会の挨拶》

### 【事務局】

委員会の成立について御報告いたします。

本委員会の委員数は15名で、現在の出席は14名であります。欠席の委員につきましては、事前に連絡をいただいております。草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則第9条第1項に定める半数以上の出席を満たしておりますことから、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本委員会については、草津市市民参加条例第9条第1項の規定により、会議を公開するものとし、同条第4項の規定により、会議録を公表することといたしますので、よろしくお願ひいたします。

現在のところ傍聴の方もおられませんので、この旨も御報告させていただきます。

## 2. 自己紹介

---

### 【事務局】

続きまして、議事に入る前に、今回の委員会はこのメンバーで初めての委員会でありますことから、誠に恐れ入りますが、委員長から時計回りで順番に一言自己紹介をいただきたい

と思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

<<委員　自己紹介>>

ありがとうございました。続きまして、事務局側の自己紹介をいたします。

<<事務局　自己紹介>>

それでは、次第に従いまして進行させていただきたいと思いますが、その前に資料の確認をさせていただきます。資料は先日送付させていただきましたが、御持参いただいておりますでしょうか。お手元に資料がございませんようでしたら、事務局までお申し出ください。

お送りさせていただきました資料を改めて確認させていただきます。まず次第でございます。次に左上に資料1と記載しております、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例、同施行規則、資料2-1と記載しております、草津市自転車安全安心利用促進計画の概要版、資料2-2と記載しております、計画本編、資料3-1、3-2と記載しております、草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等、資料4-1、4-2、4-3、4-4と記載しております、自転車安全安心利用促進に関するアンケート調査の実施について、の各資料でございます。

また、本日、皆様の机の上に、委員名簿と席次表を置かせていただいておりますのでご確認ください。不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

ここで1点、次第についての訂正がございます。次第では、配布資料につきまして、草津市自転車安全安心利用促進計画の概要版を資料2としておりました。こちらは資料2-1であり、資料2-2として、皆様に計画本編を送付させていただいておりますので、この場を借りて訂正させていただきます。申し訳ありません。

それでは、これより議事に入らせていただきます。本委員会の会議の議長は委員長となっておりますことから、委員長にこれから議事進行をお願いいたします。

委員長、よろしくお願ひいたします。

### 3. 議事

---

#### 【委員長】

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

議事に入ります前に、前回の委員会から月日が経っており、新たに就任された委員の方にも御出席いただいておりますので、自転車安全安心利用促進計画の概要を説明していただく方が良いかと思います。事務局から説明をお願いできますでしょうか。

**【事務局】**

《草津市自転車安全安心利用促進計画の概要を説明》

**【委員長】**

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はございますか。

この後、進捗状況の報告等ございますので、何かありましたらその時にでも御質問いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。本日御審議いただく議題は2件で、「草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等について」と「自転車安全安心利用促進に関するアンケート調査の実施について」となっております。

それでは、1つ目の議事、「草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等について」事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

《資料3-1および3-2に基づき説明》

**【委員長】**

ありがとうございました。ただいま説明がありました、各施策の実施状況等について、なにか御質問、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

**【委員】**

いくつか気になったことがあります。①の安全を感じる施策の計画の中で、令和5年度に比べると自転車事故が減りました、という評価ですが、④の厳しさを感じる施策の評価だと指導や啓発を行っているものの自転車事故の発生は減少しているとはいがたい、という評価なので食い違っているように感じたのですが、ここはどうとらえれば良いのでしょうか。

**【事務局】**

申し訳ありません、記載が不足していると思っております。事故件数自体は確かに減っている、それは事実ですが、全体の件数としては少ないとは言い難いので、その点について引き続き取り組みが必要という意味でございます。

**【委員】**

目標の件数はどこかに記載がありますか。

**【事務局】**

事故 자체は常にゼロを目指すべきものと思っておりますが、件数の記載について確認いたしますので少々お待ちください。

**【委員長】**

数字的な目標は決めていなかったように思います。

**【委員】**

資料2－2の21ページの目標、左下の箱に、過去10年間で最低件数があり、ここが一旦の目標になりますか。76件。

**【事務局】**

76件から、さらに減少を目指すという記載になっています。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【事務局】**

即答できず申し訳ありません。

**【委員長】**

記載されていましたね。私もすいませんでした。

他いかがでしょうか。

**【委員】**

もう一ついいですか。

3－1の①の安全を感じる施策の計画で、大学に関してキャンパス駐輪場に駐輪するための自転車登録を義務付け、そのためにガイダンス動画の視聴が必須のことと、この「また」のニュアンスが気になっていて、自転車登録をするために前照灯設置を義務付けているということなのか、どういう実態なのかを伺いたいのですが、これは大学の先生にお聞きしたら良いですか。

**【委員】**

どちらも必要です。アンド条件として、前照灯をつけなければいけないし、視聴も全部しなければいけないということで、最後まで動画視聴して初めて登録ができるとしています。

**【委員】**

ありがとうございます。ちなみに駐輪場への駐輪のための登録は、4年間で卒業すると考えると最大で4年間自転車に乗ることになると思いますが、毎年登録しないといけないものですか、それとも最初の1回だけですか。

**【委員】**

入学したら卒業年次まで自動更新されます。仮に卒業ができなかつたとしても、手続きしていただいたら継続できます。また、手続きは年間いつでもできるようにしています。

**【委員】**

前照灯の設置確認も1回ということですか。

**【委員】**

そうです。

**【委員】**

これは意見ですが、モーター式の自転車自体で発電できるものでない場合は、電池式の前照灯になると思います。4年間持つ前照灯（電池）はないと思います。私は立命館大学の近くに住んでいて、前照灯の設置が義務付けられているのに無灯火で走っている自転車を結構見かける。私の感じ方の問題でもあると思いますが、前照灯設置を義務付けているのになぜ無灯火の自転車が生まれるのかというと、最初は設置していたけれど、電池が切れて面倒臭くて電池交換していないというのがあるのではないでしょうか。自転車事故に繋がっていくという側面もあると思いますので、4年間の初めに一度だけではなく、もう少し細かいスパンで確認しなければならないのではないかと思いましたので、意見として聞いていただければと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。委員から今の話で何かありますか。

**【委員】**

この報告には書かれていませんが、啓発活動としての呼びかけは定期的に行っておりまして、必ずしも一回限りというわけではありません。後、これは私の個人的な感想になりますが、大学生で前照灯を使っている、使っていないという率が、一般の方の率とかけ離れているのであれば、当然大学生には今まで以上に周知徹底しなければならないと思いますが、大学生だから出来てないということではないのかな、と感じています。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【事務局】**

ライトにつきましては、無灯火ということになりますので、道路交通法の第52条の1項違反となります。自転車の青切符制度が来年の4月から実施されますので、違反となると、5,000円の罰金対象となってきます。青切符の制度につきましては、またこちらのほうでも警察と連携して周知に努めます。

**【委員】**

計画の方の32ページですが、ヘルメット着用の促進のところで、未成年者・高齢者がヘルメットを着用することや家族や地域住民がヘルメット着用など交通安全対策を助言することなどが努力義務としてありますが、ここ、未成年者・高齢者限定に見えますが、下を見ますと「全体に市民意識の醸成を図ります。」とあります。重大事故の中で未成年者・高齢者の頭部損傷が多いのか、多いからあえてこういう書き方をされているのかというところが気になりました。年齢に関係なくヘルメットの着用というのは身を守るために必要なものだと思います。中学生は通学の際に義務化されてヘルメットを着用されています。高校生も同じかと思います。もちろん社会人も、未成年の方も、高齢者の方も年齢関係なく必要だと思いますが、なぜあえて分けられているのかというところ教えていただけないでしょうか。

**【事務局】**

32ページの結びのところには、「年代を問わず」と記載させていただいておりますように、ヘルメットの着用については市民意識の醸成を図っていきたいところであります。我々も警察OBの方の自転車安全安心利用指導員による街頭啓発で、年齢問わず皆様にヘルメット着用の呼びかけや状況確認をさせていただいているところです。この記載は計画が古いというところがあるのかもしれません、この計画自体も来年度で終了ということでございますので、次年度の計画改定に当たっては、今いただいた御意見もしっかりと踏まえたうえでヘルメットの着用努力義務化ということをもっと謳っていくことが大事かと思っておりますので、来年度の計画改定の際に改めて御意見をいただければと思います。

**【委員】**

ヘルメット着用に関しては、市でこういう計画を進められているというところで、市の職員さんも企業も高校や大学も、自転車に乗るときはヘルメットの着用が必要ですと条件を付けられてもいいのかなと思います。これは個人的な意見です。それと、歩行者と自転車の道路の住み分け、例えば草津の商店街のところを私もよく車いすで利用しますが、商店街に

必要でない車が沢山通行されているように思います。通り抜けの車ですね、あの辺の規制も必要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

**【事務局】**

今おっしゃっていただいたのは車両通行止めまでの話ですか。

**【委員】**

そうですね。許可制にして。要は通り道になっているので、通り抜けされる車の制限をされて、歩行者・自転車がもう少し安全に利用できるようにするために規制を設けられてはどうかと思いますが、どうお考えですか。

**【事務局】**

都市計画に関わってくる部分でもありますので、この場で分かりましたとお返事することは難しいところです。周辺住民の方もそうですし、草津市全体としてどのような形が良いのかということを検討する必要があります。

**【事務局】**

そういう要望は、特に草津学区から頂戴しているのは事実でございますが、どうしても駅前というところがございまして、駅までのアクセスという意味で道路を通行される方は当然いらっしゃる中で全てを制限するのは難しいかもわかりませんが、現在、都市計画部の部署で駅周辺の交通量についてビックデータを用いた調査もしておりますので、交通量をもう一度把握しながら、駅前はウォーカブルな街を目指していくという方向性で考えていくところもございますので、必要な交通規制の在り方などについても検討しておりますので、御理解いただければと思います。

**【委員】**

駅へのアクセスは一定のルートは確保されているかなと思います。商店街を通らなくても。私は公共交通会議にも委員として入っていますので、そちらでも意見を言っています。なかなか進まないので、様々な場で伝えて行ければと思います。

**【委員長】**

今のお話は自転車だけの話ではないと思います。草津市でも様々な計画が、自転車や公共交通、道路にもあると思いますので、相互に関係して上手く作っていただいて、自転車は自転車だけでなく車はこうする、自転車はこうする、公共交通はこうする。お互いに関係していますのでその辺を上手く、バラバラにならないよう作っていただければいいかなと思います。

他いかがでしょうか。

先のヘルメットのお話も、この計画は10年前の文章ですね。その頃は中学校もヘルメット着用を義務化していなかった頃だったと思います。次に計画を作る時、現状を踏まえてこの辺の文章も考えていいければ良いと思います。

#### 【委員】

議題から外れるかもしれません、自転車に乗っていて気が付いたことがありますので、それをお話して、この場で役にたてていただければと思います。

一つは走行する場所というか、道路の左端を通りなさいということになっています。当然、ヘルメットは着用しなさい。その中で、高齢者が、何歳以上というところはありますが、その人たちは歩道を走って良いです、という指導があれば良いなと思います。チャイルドシートを付けている方が車道を走るというのはものすごく危険。私も80歳くらいになりますが、自転車で走っていて車が横を通るとブワッとくる。自転車に乗る人たちは足で漕いでからハンドルを操作する。車に乗る人たちはペダルをちょっと踏んで、ハンドルだけで操作している。それで倒れてしまいそうになることがあるので、道路を整備するときに何か工夫が出来ればいいなと。高齢者の方は歩道を走っても良いよと言われるケースもあるので、自転車に乗る人に罰則がどうのこうのと言うよりも、そういうことの指導を書いたパンフレットを整備して、実際に自転車に乗る方に徹底してもらわないと、あなた罰則になりますよということをしてほしいなと思います。罰則になると、お金の話になってしまいますよね。そうすると気にするわけです。その辺を、自転車に乗る人たちのための指導要綱みたいな、こういうふうにしなさいねと、こういう場合はこうしなさいねと、でないとあなた罰則、罰金になりますよ、というようなことを、市の方で何か作ってもらって、配布できるようにしてもらうと、自転車に乗る人自身がもっと自覚すると思います。

#### 【委員】

きちんとした交通ルールというのをどこで教えてもらえるのかということがわからないし、教えてもらったこともありません。色々な方が道路の事や交通のことや、この資料もそうですが、色々なことを考えてくださっているのですが、自転車の交通ルールはこれです、ということをもっと広めてもらえたなら、自転車に乗っている者、利用している者にしたらものすごく助かると思います。

#### 【事務局】

御意見いただいております青切符の話につきましては、反則金の対象になるというだけで、自転車のルール自体が大きく変わるものではありません。これまでから、70歳以上の方であれば自転車で歩道を通行して良いこととなっております。ただ、反則金の話がでましたので、皆さん興味を持たれている時期だと思います。具体的な部分につきましては、警察

庁がこの9月に「自転車を安全・安心に利用するためにー自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】」というものをホームページに掲載されております。資料として53ページにわたって、詳細が書かれています。ただ、こういったものがありますよと周知させていただくだけでは、御理解いただくのが難しいところがあると思いますので、例えば、おっしゃっていただいた教室とか、そういったところで言いますと、交通政策課に自転車の交通安全指導員という形で、元警察の方が4名いらっしゃいまして、その方が講座をさせていただくこともできます。実際、来年度から青切符の話がございますので、興味を持たれている方は多いのではないかというところで、まちづくり協議会にお話も出させていただいたところです。お声がけいただきましたら、いつでも調整させていただきます。時間帯も内容も、お話させていただいて決める事ができますので、お声がけいただけたらと思います。

#### 【事務局】

幅広い年代ということもありますので、幼少期のこどもさんには、わかばチームという、同じように交通安全教室を実施しているチームがございまして、こども園や幼稚園、小学校の低学年の方に向けて交通安全教室というものをさせていただいているところです。中学生ですと、マナーアップ重点校として年に2校ずつ、草津市ですと公立の中学校が6校ございますので、丁度3年の中で回ってきて、誰もが必ずどこかで当たるようになっており、そういった中学生向けの講座もしています。

#### 【委員】

結局は高齢者ですね。

#### 【事務局】

はい、我々も栗東市等と連携して、こちらは自転車だけではなく車を含めた交通安全として、車の乗り方や自転車の乗り方といったところも含めた教室を毎年実施させていただいているところでございます。そういうことを、我々ももっと情報発信して、皆さんに届くように案内していくかなければいけないな、ということを改めて感じておりますので、また御関心ございましたら、今後もこういった教室をやっておりますので、是非、交通政策課の方にお声がけいただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。草津市は草津市で様々なことをされていて、他の団体にも連絡されて、他の場所は他の場所で、色々なことをやられていると思いますので、今日の報告でも、こういうことをどれだけやりました、ということは色々出ておりましたけれど、多分、他のところでこんなパンフレットを作っているとか、こんな広報の仕方をしているとか、どうい

うやり方が分かり易いのか、どういうのが好評だったのか、他のまちの情報や事例を収集して、良さそうなものを取り入れたりできると良いのかなと思いますので、また次の計画を作成時に考えていけたら良いかなと思います。色々な情報が、情報が多くてもそれはそれでわかりにくいと思いますので、こういうのがパッと見て分かり易い、色々な事例を見ると何か掴めてくると思いますので、そんなことを考えていただけたと良いなと思いました。

**【委員】**

私たちの年代は手信号というものを習っていましたが、今は片手運転になるので、今はどうなのでしょうか。

**【委員】**

今もそういう合図をするということはありますが、実際にやると片手運転になって危ないので、それを考えてやってもらった良いかな、と。ロードバイクみたいなスピードの出る自転車に乗っている若い方は、速度も速いのでそうやって合図を出してもらうと車も分かり易く事故も防げます。高齢者の方、身体能力も下がっている方がそれをやると、ふらついで危ないので、そこまでしてもらう必要はない。しっかり確認してもらったら良いということになっています。

危ないことはしていただかなくて結構かと思いますし、先ほどからの話を聞かせていただきまして、反省しなければならないなというのがすごくあります。うちの方からも、先ほどから質問されているような啓発をどんどんやっています。先ほど持っておられたパンフレット、あれはうちがつくったパンフレットなのですが、それをまちづくり協議会とかに持って行ったり、高齢者の団体や老人会とかに出張して交通安全教室行ったり、ホームページに載せたり、色々な形で周知しているつもりなのですが、なかなかそこから漏れていると言いますか、そういうところに来てもらえないかとか、そういう人に対してどうやって広報していくのか、これも課題です。今言われたように、こちらはやっているつもりでも、どうなっているかわからない、と言われる方がいるということは、まだそこまで広くカバーできていないということですので、今後は色々出張して、こういう交通安全の教室以外にも個別に、例えば、交番のおまわりさんが高齢者宅に訪問した時等ですね。実際にこれをやっているのですが、やはり警察官の数にも限りがありますので、全体にはなかなか行きわたらぬこともありますし、機会があるごとに交通安全とか、法律が変わったりしたことは周知させていただいているところですが、努力不足と言いますか、そこまで行けていないという現状があります。もし興味がおありでしたら、市の方でも結構ですし、警察に来ていただくなり電話なり、わかりやすい資料はないかな、と言っていただければ、資料をお渡しさせていただきますし、また、その資料を周りの方に配っていただけるとそれが広がっていきますので、そういう形でうちの方も気軽に電話をかけていただきましたら結構ですので、よろしくお願ひいたします。

### **【委員】**

私は地域で交通安全活動をしていますが、長年、春と秋の全国交通安全運動で、矢倉小学校の正門で年に4回、5回啓発をしています。啓発活動として、この前仲間が注意をしたらトラブルになったこともあります。だから、そういう何をどんなふうに細かく決めるのか、そういうことはあまりできないと思います。しかし、ルールとしては取り締まらなければなりませんし、啓発活動をしなければいけません。ものすごく難しいのですが、私たちだけですると、何処まで言って良いのか、どこまで権利があるのか、ということがわかりません。

### **【委員】**

自転車の4月1日からの青切符は、4月1日から始まりますが、完全に実施されるまで何年かかる、そう思っています。自転車には免許証がありません。だから、免許証が無いのに交通ルールを守れ、というのもちょっと酷な話かと個人的に思っています。だから、これが何年かかるって、自転車もこういう風になった、義務化された、あれから何年か経つけれど、ルールを作って、交通事故も減ったな、となることを楽しみにしています。

### **【委員長】**

どうやって啓発するのかという問題はあります。講習か何かがあるはずです。そういう啓発の仕方というものはある。

### **【委員】**

街頭に立ってやる場合と、集会所のような場所に集まっていただいて、皆さんにパワーポイント等を使って講習するという、安全教室みたいな。

### **【委員長】**

啓発の仕方とか、トラブルがあつての対応の仕方なども、色々な事例があると思いますので、他のまちの情報も含めて情報共有して、こうするということを蓄積していくかないといけないかな、と今の話で思いました。すぐになるわけではないということは確かにそうなので、さっきの事故件数の目標値は何件、みたいなことと同じで、全員が交通ルールを守ったらゼロ件になるはずですが、実際には何年後に何件、みたいな目標にしますよね。段々減らしていくっていうことをを目指していくという、目標の積み重ねかなと思います。

他にはいかがでしょうか。いったん区切りにしてよろしいでしょうか。また何かありましたら、また後で言っていただけたらと思います。

もう一つの議題、「自転車安全安心利用促進に関するアンケート調査の実施について」事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

『資料4－1から4－4に基づき説明』

**【委員長】**

ありがとうございます。ただいま説明がありました、自転車安全安心利用促進に関するアンケート調査の実施について、なにか御質問、御意見がありましたらお願ひします。

来年度に計画の改定があり、それに生かしていこうというアンケートかと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょう。

**【事務局】**

先ほど、御意見がございましたが、例えば4－2の質問3の①として「自転車のルールをどこで学びましたか」という設問をさせていただいております。この質問に対する回答も参考にしながら、今後どのように広報していくかを考えていきたいと思っております。

**【委員】**

アンケート調査の内容そのものには特に意見はなく、素晴らしい内容だと思いましたが、質問2の⑥に青切符の話が出てきます。せっかくアンケートを送るとのことなので、さっきの青切符のパンフレットも一緒に送ると効果的なのかなと思いました。取締りが強化されると書いてあって、実際には何が違反なのかについて確認できるいい機会になるのではないかと思いました。

**【事務局】**

ありがとうございます。検討させていただきます。

**【委員長】**

対象の中学生4,300人というのは市内の中学生全員ですか。

**【事務局】**

市内の市立中学校に通う全員です。

**【委員長】**

市内に進学している子もそうじゃない子も居ると思うますが、市立中学校に進学している全員に配るということですね。

**【事務局】**

特に中学生に関しましては、資料4－4の表紙の下に記載してございますように、アンケ

一トは誰が回答したかわからないようになっています、学校や先生に報告したりしませんし、通知表に影響があるようなことはありません、という記載が重要かと思っております。

**【委員】**

一点気になったのが、中学生には全員送るとしても、それ以下で自転車に乗っている子たちも当然居ると思います。本人が答えられるのか、という問題はあるかと思いますが、調査しても良いのかなと感じました。

**【事務局】**

今おっしゃっていただいたのは、ホームページに掲載するアンケートですね。わかりました。中学生未満は保護者の方と御一緒に回答してください、という表現を加えさせていただくなど検討します。

**【委員長】**

小学生も回答できるようにという意味ですか。

**【委員】**

自転車のルールをどこで学びましたか、という部分で、小学生に教育しているという実態もありますので、聞いてあげた方が良いのかなと。

**【委員長】**

確かに、18歳以上の市民にアンケート送付、中学生と駐輪場の利用者を対象とすると小学生は入りませんね。今のお話を聞いて、高校生や大学生も同じように調査しても良いかと思いました。高校生や大学生は数多くいますので、駐輪場利用者か18歳以上の市民の中に入る場合もあると思いますが、高校や大学で配っても良いのかなと思いました。

**【事務局】**

ありがとうございます。高校や大学まで広げると、市民だけから回答をもらうのが厳しいというところがございます。一旦中学生ですと、基本的には市内の方なので配布させていただこうと思います。先ほどおっしゃっていただいたように駐輪場に置かせていただきますので、大学生でも高校生でも市内の方であれば誰でも回答はいただけると思っております。

**【委員長】**

市民じゃないかもしれません、例えば南草津駅の駐輪場から大学まで自転車という子も居ると思います。必ずしも草津市民ではありませんが、草津市内周辺で自転車を使っている方は対象にして良いと思います。あるいは大津市から草津市の高校に通っています、とい

う子も居ると思いますので、そういう方を対象にしても良いと思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。案では市民の方を対象に考えておりました。質問の中で、それの方に対して居住学区（区）を聞かせていただきますが、この選択肢の、学区（区）がわからない、という部分を、もう少し幅を持った選択肢にするように検討させていただきたいと思います。

**【委員長】**

市民に限らず、草津市内で実際に自転車を使っている人、色々な方の意見を聞くのが良いかなと思いました。

**【事務局】**

わかりました。質問の全体的なニュアンスも含めて市民に限らず回答がいただける形にさせていただきます。

**【委員】**

先ほど、アンケートに加えて自転車の交通違反に関する案内と一緒に送ったらどうでしょうか、という意見があったと思いますが、自転車のルールに関して先ほど警察さんが作られているパンフレットがあるとのことでしたので、せっかくのアンケートは良い機会だと思いますので、パンフレットでなくても構いませんが、それをみればルールがわかるというようなものを添付いただく、そういうことも検討いただければと思います。

**【事務局】**

おっしゃっていただきましたように、例えば少しチラシを加工すれば二次元コードを付けられる部分があるかと思います。そのあたりの工夫を検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【委員】**

同封する案内についてのお話、それも良いと思いますが、これは市民3,000人にランダムですよね。思ったのは、経費の関係もあると思いますが、先ほどから青切符、青切符という言葉が出ているのですが、私のイメージでは、青切符は金額どうのこうのではなくて、これが交通ルールですよ、という、これをしたら違反ですよ、という交通ルールを、私は知りたいです。例えば、広報に薄いもので良いので入れてもらったら、町内会に入っていない人もいらっしゃるかもわかりませんが、市内の方に読んでいただけるのではないかと思いました。

### **【事務局】**

出来たら 12月中旬からアンケートをさせていただければなと思っておりまして、そうなると広報のタイミング的に難しいというところがございます。一方で、おっしゃっていたありましたように、広く意見はいただきたいと思っておりますので、前回の委員会で御意見をいただいたいたと思っております。そのため、中学生を対象にして、このような方法でアンケートをさせていただいたら、後は、普段から駐輪場を利用されている方に、管理者さんと調整しながらアンケートを配っていただいたら、という方法で周知していきたいと思っております。

また、青切符というお話を繰り返してしまっておりますが、自転車のルール 자체が変わるものではありませんので、改めてその点について知っていただくところで、警察庁のホームページに掲載されています自転車ルールブックに詳しく記載されています。こちらの周知も含めまして、改めて4月から青切符は施行されますので、3月号の広報くさつに特集を組ませていただくことを考えております。よろしくお願ひします。

### **【委員長】**

他いかがでしょうか。

無ければ、今の御意見等を踏まえて、またアンケートを進めていただければと思います。  
お願ひします。

これで議題が2つ終わりましたが、議事全体を通じて、あるいは自転車に関する事柄、何か委員の皆様からの御意見がありましたらお願ひしたいと思います。

### **【委員】**

興味ベースの質問なのですが、電動キックボードってありますよね。私は去年、京都から引っ越してきて、草津が過ごしやすい理由の一つは電動キックボードが無いことです。これは、企業が出しているもので、ベースが置かれていればどこでも導入できるものだと思いますが、市の方で何か導入に関して取り組んでいることはありますか。導入するなどの判断について、答えられなければ大丈夫です。

### **【事務局】**

今現在、市で電動キックボードのポートを整備するという計画自体はございません。どちらかといいますと、電動キックボードに乗って地下道などの通行禁止の場所を通ったらいけませんよ、といった安全啓発は行っていますが、電動キックボードを広めていこうという計画は今のところございません。

### **【委員】**

私個人としては、電動キックボードはかなり危ないものだと認識していまして、無い方が

良いかなと思います。今日の資料の、施策の実施状況にシェアサイクルの推進がありましたので、それが広まることで、ニーズを小さくしていくと、今後も安全な道路になるのかなと思いますので、状況を教えていただいてありがとうございます。

**【委員長】**

他の自治体でも、自転車関係の計画に電動キックボードに関するものを入れられることもあります。色々問題点があつたりすると自転車の計画に入ったりするかと思いますし、逆に自転車とは別の計画の中で扱ったりするかもしれないので、草津市としてどこで扱うか、扱わないかというのは、他の計画も含めて考えていただければ良いかなと思います。

他にはいかがでしょうか。

それでは、時間になりましたので今日の議事は終了いたします。御協力いただきありがとうございました。進行をお返しします。

**4. 閉会**

---

**【事務局】**

《閉会の挨拶》